

VAT における金融サービス課税 ～非課税化の問題とその対応策～

みずほ総合研究所 鈴木 将覚

《報告要旨》

各国で導入されている VAT では、技術的な理由から、通常、金融サービスが非課税とされている。しかし、非課税取引には仕入税額控除が適用されないため、非課税取引が流通の途中段階で行われると税の累積が生じる等の問題がある。

金融サービスのうち、課税が難しいのは銀行の預貸スプレッド等に表される（形式的な）マージンである。このマージンは、リスクプレミアムと銀行の付加価値に分けられるが、このうち VAT の課税対象になるのは銀行の付加価値のみであり、金融サービスに通常の VAT を課すためには両者を分解しなければならない。また、銀行の付加価値を個別取引ベースに分解する必要もある。こうした作業は技術的に困難である。

TCA 付キャッシュフロー税（R+F ベース）を用いれば、マージンに課税することができる。しかし、欧州の実験からは TCA 付キャッシュフロー税は金融機関に多大な実務コストがかかることが知られている。実務コストを軽減する方法としては、①企業向け金融サービスに対するゼロ税率と家計向け金融サービスに対するキャッシュフロー税の組み合わせや②修正リバースチャージ法が考えられる。

日本では、現在消費税率が低いいため、そもそも金融サービス非課税化の弊害があまり問題視されていない。しかし、将来消費税率の引き上げによって金融サービスの非課税化の弊害がより大きくなっていくことを考えれば、金融サービス課税に対する将来を見据えた検討が必要であると思われる。